

鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画等策定
及びPFI等導入可能性調査業務
委託発注仕様書

平成28年度

鴻巣行田北本環境資源組合

第1章 総 則

1 業務の目的

鴻巣市、行田市及び北本市（以下、「構成市」という。）から排出されるごみは、小針クリーンセンター、埼玉中部環境センター及び行田市粗大ごみ処理場などで中間処理しているが、これらの施設は、老朽化が激しく更新の時期が迫っている。

このような状況を背景として、鴻巣行田北本環境資源組合（以下、「本組合」という。）では、ごみ処理広域化に向けた新たなごみ処理施設整備を推進している。

本業務は、環境省の循環型社会形成推進交付金事業として実施するものであり、平成27年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）報告書を踏まえ、施設整備基本計画及び環境影響評価予測条件書を作成し、併せて、施設の整備及び運営事業について、民間の専門的な技術、手法、情報、経験を活用したPFI等の事業として実施することについての導入可能性を調査し、検討することを目的とする。

また、本組合が開催する新施設建設等検討委員会、組合及び構成市間の調整を図るための会議（以下、「検討委員会等」という。）、住民説明会の運営支援及びパブリックコメントに関する支援を行うものとする。

2 委託業務名

鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画等策定及びPFI等導入可能性調査業務

3 業務対象施設

本業務の対象施設は以下に示すとおりとする。

- (1) 熱回収施設（可燃ごみ処理施設）
- (2) 不燃・粗大ごみ処理施設
- (3) プラスチック資源化施設
- (4) ストックヤード

4 委託期間

契約締結日から平成29年3月15日まで。

5 業務対象区域

鴻巣市、行田市及び北本市

6 業務範囲

本業務の範囲は以下に示すとおりとする。

- (1) 施設整備基本計画策定業務

- (2) 環境影響評価予測条件書作成業務
- (3) P F I 等導入可能性調査業務
- (4) 検討委員会等運営支援業務等
- (5) 住民説明会運営支援業務
- (6) パブリックコメントに関する支援業務

7 適用範囲

本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的内容について定めるものである。

本仕様書に明記されていない事項であって、業務の完了のために追加で必要となった資料及び書類、又は業務については、受託者の責任においてすべて完備しなければならない。

8 提出書類

- (1) 受託者は、業務の着手にあたって次の書類を提出しなければならない。
 - ア 業務着手届（工程表添付）
 - イ 管理技術者及び担当技術者届
 - ウ 業務実施計画書
 - エ 消費税に関する（課税・免税）事業者の届出書
- (2) 受託者は、業務完了時に成果物とともに、次の書類を提出しなければならない。
 - ア 委託業務完了届（工程表添付）
 - イ 成果物引渡書
 - ウ 請求書
- (3) 受託者は、仕様書に定めがある場合又は監督員の指示する場合において、履行期間途中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。

9 成果物

- (1) 成果物と提出部数

本業務の成果物とその提出部数は以下に示すとおりとする。

ア	施設整備基本計画書	A 4 版くるみ製本	200部
イ	施設整備基本計画書（概要版）	A 3 版中綴じ製本	500部
ウ	環境影響評価予測条件書	3 版中綴じ製本	10部 CD-ROM 2部
エ	P F I 等導入可能性調査（事業方式の検討）報告書	A 4 版くるみ製本	200部
オ	P F I 等導入可能性調査（事業方式の検討）報告書（概要版）	A 3 版中綴じ製本	500部
カ	打合せ記録簿	A 4 版ファイル綴じ	1部
キ	各種議事録	A 4 版ファイル綴じ	1部
ク	その他図面等	様式等については、組合と受託者において協議の上、決定する。	
ケ	上記ア、イ、エ〜クに係る電子データ	CD-ROM	2部

(2) 補足事項

業務完了後に受託者の責めによる成果品の内容の訂正、記載漏れ等の不備が発見された場合は、速やかに対応しなければならない。

また、業務完了後に関係機関からの資料提出又は成果品の内容変更等の要望があった場合は、受託者はこれに真摯に対応しなければならない。

(3) 著作権等の帰属

委託期間中に提出された資料及び成果品の所有権、著作権、利用権は本組合に帰属する。

10 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- ア 環境基本法
- イ 循環型社会形成推進基本法
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- エ 容器包装リサイクル法、その他リサイクルに関する法律
- オ ダイオキシン類対策特別措置法
- カ 大気汚染防止法
- キ 水質汚濁防止法
- ク 騒音規制法
- ケ 振動規制法
- コ 悪臭防止法
- サ 都市計画法
- シ 建築基準法
- ス 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、同施行令
- セ 埼玉県及び構成市による環境関係条例等
- ソ 上記、各種法令に係る「施行令」及び「施行規則」
- タ その他、関連する諸法令、関係通知及び諸基準

11 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料については、受託者が調査し収集するものとするが、本組合が所有している場合には受託者に貸与するものとする。その場合、受託者は、本組合に資料のリストを提出するとともに、業務完了時まで返却しなければならない。

12 秘密保持と中立性の義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

1 3 打合せ及び議事録

受託者は、受託業務の目的を達成するため、受託期間中必要に応じて本組合との打合せを行うものとする。なお、受託者は、打合せ事項及びその内容を記録し、本組合に提出しなければならない。

1 4 疑義の解釈

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、受託者は本組合と十分な打合せ又は協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

1 5 業務の完了及び引渡し

受託者は、業務完了後所定の手続きを経て、本組合の検査を受けるものとする。本業務は、本組合の検査合格をもって完了とするが、納入品及び成果物に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合は、受託者は責任をもって速やかに訂正のうえ納品しなければならない。

1 6 業務管理

- (1) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、総合技術監理部門の衛生工学、又は、衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画及び廃棄物処理のいずれかの資格を有する技術士であり、かつ、施設整備基本計画の策定及びPFI等導入可能性調査に関する業務経験が1件以上なければならない。

1 7 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の概要を示すものである。そのため本仕様書に明記なき事項であっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議のうえ実施する。
- (2) 本組合が必要と認めたときは、本業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合は、両者協議の上、契約金額及び納期等を変更できるものとする。

第2章 委託業務の内容

1 施設整備基本計画の策定業務

本計画は、新たな一般廃棄物（ごみ）処理施設を整備するために、その基本的事項について策定するものである。本計画の策定に当たっては、平成27年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）報告書を踏まえ、循環型社会形成推進交付金事業に適合するよう留意すること。

(1) 基本条件の整理

本計画の前提となる下記の基本条件について整理する。

ア 建設予定地の立地条件

- (ア) 位置・面積
- (イ) 地形・地質
- (ウ) 周辺土地利用状況
- (エ) 搬出入道路状況
- (オ) ユーティリティ条件（電気、上下水道等） 等

イ 施設整備に係る法規制条件

- (ア) 都市計画の指定状況
- (イ) 施設整備に係る関係法令
- (ウ) 開発及び景観、建築、緑化等の条例、要綱、ガイドライン 等

ウ 車両の搬出入条件

- (ア) 搬出入ルート、搬出入時間帯
- (イ) 搬出入車の車種、重量、場内管理条件 等

(2) 計画ごみ処理量の設定

本組合が策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）報告書を基に以下の項目について整理する。

ア 計画目標年次

イ 計画収集人口

ウ 計画ごみ処理量（本業務対象施設毎）

- (ア) 計画収集ごみ量
- (イ) 計画直接搬入量

(3) 計画ごみ質の設定

計画ごみ質に関する以下の項目について整理する。

ア 熱回収施設

- (ア) 低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの三成分（水分、灰分、可燃分）
- (イ) 低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの低位発熱量
- (ウ) 低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの単位体積重量
- (エ) 基準ごみ可燃分の元素分析

イ 不燃・粗大ごみ処理施設

(ア) 組成

(イ) 見かけ比重

ウ プラスチック資源化施設

(ア) 組成

(イ) 見かけ比重

(4) 施設規模の算定

計画ごみ処理量、施設の稼働体制、施設補修における対応及び選別残さの処理等を踏まえて、計画目標年次における各施設の施設規模等を設定する。また、熱回収施設については系列数（炉数）等を設定する。

ア 熱回収施設

(ア) 施設規模

(イ) 系列数（炉数）

(ウ) 貯留ピット容量

イ 不燃・粗大ごみ処理施設

(ア) 施設規模

(イ) 系列数

(ウ) 貯留容量

ウ プラスチック資源化施設

(ア) 施設規模

(イ) 系列数

(ウ) 貯留容量

エ スtockヤード

(ア) 貯留容量

(5) ごみ処理方式の検討

本組合がこれまで検討してきたごみ処理方式を評価・選定するために、各処理方式の特性について比較検討を行うものとする。なお、ごみ処理方式の検討に際しては、残さ処理についても併せて比較検討する。

ア 熱回収施設

(ア) 検討対象とするごみ処理方式の設定

① 焼却＋セメント原料化方式

② 焼却＋灰溶融方式

③ ガス化溶融方式

(イ) ごみ処理方式の評価・選定方法の検討

(ウ) ごみ処理方式の比較検討

イ 不燃・粗大ごみ処理施設

(ア) ごみ処理方式の設定

- (イ) ごみ処理方式の評価・選定方法の検討
- (ウ) ごみ処理方式の比較検討
- ウ プラスチック資源化施設
 - (ア) ごみ処理方式の設定
 - (イ) ごみ処理方式の評価・選定方法の検討
 - (ウ) ごみ処理方式の比較検討
- (6) 環境保全計画
 - 本業務対象施設の建設候補地周辺地域に十分に配慮した環境保全計画を作成する。
 - ア 国、県等の規制基準
 - イ 周辺市町村の規制状況
 - ウ 公害防止目標値の設定
 - エ 環境保全対策の検討
 - 工事施工中の対応を含め、施設稼働後の対策について検討する。
 - (ア) 排ガス対策
 - (イ) 排水対策
 - (ウ) 悪臭対策
 - (エ) 騒音・振動対策等
- (7) 余熱利用計画
 - 熱回収施設からの余熱を積極的に有効利用するために、場内熱利用方式、発電方式及び場外余熱利用計画等について検討する。
 - ア 熱供給可能量の検討
 - イ 効率的な発電の検討
 - ウ 場内利用（給湯、冷暖房）の検討
 - エ 場外利用（蒸気供給、高温水供給）の検討
 - オ 余熱利用システムの検討
- (8) 施設配置・動線計画
 - 本業務対象施設の施設配置・動線計画を作成する。
 - ア 施設配置計画（計量棟、工場棟、管理棟、緑地、構内通路、駐車場、調整地等）
 - イ 動線計画
 - (ア) ごみ収集車両及び持込みごみ車両等の台数の算定
 - (イ) ごみ収集車両及び持込みごみ車両等の場内動線の検討
 - (ウ) 残さ・資源物等搬出車両の台数算定及び場内動線の検討
 - (エ) 職員、見学者の場内動線（見学者ルートを含む）の検討
 - (オ) 駐車台数（一般車両、ごみ収集車両等）の算定
- (9) プラント設備計画
 - プラントメーカーから徴収した見積設計図書に基づいて、本業務対象施設に係るプラント設備計画を作成する。

- ア 基本処理フロー
- イ 機械設備計画
- ウ 電気・計装設備計画

(10) 土木計画

前頁の施設配置・動線計画及びプラント設備計画等を踏まえて、土木計画を作成する。

- ア 造成計画
- イ 雨水集排水計画
- ウ 防災計画
- エ 外構計画

(11) 建築計画

前頁の施設配置・動線計画、プラント設備計画及び土木計画等を踏まえて、建築計画を作成する。

- ア 基本事項の検討
- イ 建築意匠計画
- ウ 建築構造計画
- エ 建築設備計画

(12) 管理・運営計画

本業務対象施設の運営について、以下の項目について検討する。

- ア 事業費の算定
- イ 運営体制の検討
- ウ 財源内訳の検討

(13) 施設配置計画及び動線計画に係る図面の作成

(14) 計画対象施設全体の鳥瞰図の作成

2 環境影響評価予測条件書の作成業務

埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく、環境影響評価の予測・評価を行うために必要となる様々な基本諸元について、予測条件書としてとりまとめる。予測条件書の作成に当たっては、環境影響評価書作成等業務委託の受注者と十分に協議の上、行うものとする。

3 PFI等導入可能性調査業務

新たな一般廃棄物処理施設の整備及び運営について、最適な事業方式を選定するために、公共が事業を直接実施する従来方式及び民間活用によるPFI方式及びDBO方式について、事業スキームの設定、市場調査及びVFMの算定を行い、総合評価を行うものとする。

(1) 事業スキームの設定

事業方式の比較、先行事例及び法的条件の整理などを行ったうえで、本事業の基本と

なるスキームについて検討し設定する。

(2) 市場調査

事業者参加意欲と事業費を把握するために、プラントメーカーなどの事業者に対する市場調査を行うものとする。

(3) VFMの算定

従来方式、PFI方式及びDBO方式のそれぞれについて、事業期間全体の公共側財政負担額を算出したうえで、現在価値に換算しVFMを算定する。

(4) 事業方式の総合評価

現在価値換算後のVFMの算定結果に基づいて定量的評価を行うものとする。これに定性的評価を加えて、新たに施設整備及び運営を行う一般廃棄物（ごみ）処理施設に最も適した事業方式を選定する。

(5) 財政計画

本事業に係る交付金、起債等の財政措置について整理する。

4 検討委員会等の運営支援

本業務の実施に当たっては、必要に応じて、検討委員会等で検討を行う予定である。そのため、検討委員会等の円滑な運営を図ることを目的とし、必要となる技術的かつ専門的な内容についての資料作成、情報提供を行うとともに、会議に出席し、必要に応じて説明及び質問回答を行うものとする。

(1) 検討委員会等会議資料の作成

受託者は、検討委員会等の開催に当たっては、本組合と事前に十分な打ち合わせを行い、会議資料を作成する。

(2) 検討委員会等会議事録の作成

受託者は、全文議事録を作成するものとする。

(3) その他

事業方式等に係る事項については、専門的な知見を有する者による会議を3回程度開催し、検討を行うものとする。なお、この会議の運営及び委員への謝礼は、本委託業務費に含むものとする。

5 住民説明会運営支援及びパブリックコメントに関する支援

住民説明会及びパブリックコメントに必要な資料の作成についての詳細は、組合と協議の上、決定する。